

鉛給水管取替工事助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市上下水道局鉛給水管取替工事助成金交付規程に基づき、鉛給水管取替工事助成金(以下「助成金」という。)の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる工事は、給水装置工事申込者(以下「申込者」という。)及び給水装置の修繕工事等完了報告者が、鉛給水管(以下「鉛管」という。)を鉛管以外の給水管による取替工事を行うものであって、次の各号に該当する工事を行うものとする。ただし、官公署及びこれに準ずる公共工事等による場合は助成の適用外とする。

(1) 給水装置に使用されている鉛管を取り替える工事であること。ただし、次のいずれにも該当しないこと。

ア 建築物の新築もしくは改築を目的とした宅地内メーターから下流側の給水装置の末端までの改造工事。

イ 修繕工事。ただし、修繕工事に伴い、当該修繕箇所以外の工事において鉛管を取替えるものは助成の対象とする。

(2) 口径は、同径であること。ただし、口径13mmから20mmに増径する場合、豊中市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が25mmに指導するもの又は減径する場合は、この限りでない。

2 助成の対象であるかないかの判断は、給水台帳又は給・配水管管理図等によって行う。ただし、掘削等により鉛管であると豊中市上下水道局の職員が確認した場合は、この限りでない。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、前条に規定する工事(以下「対象工事」という。)1件ごとに、助成金算定基準により、当該工事現場等で数量を確認し、道路部及び宅地部ごとに積算を行い、それぞれの工事費の額の2分の1に相当する額(千円未満の端数が生じた

ときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、道路部の上限は150,000 円とし、また宅地部の上限は50,000 円とする。

(助成金の交付手続き)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、事前に給水装置工事申込み又は給水装置の修繕工事等完了報告を行い、鉛給水管取替工事助成金交付申込書(様式第1号。以下「交付申込書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 交付申込書の必要書類の提出については、申込者又は申込者から対象工事の委任を受けた豊中市指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)によるものとする。

3 交付申込書の提出期間は、対象工事の給水装置工事申込書の提出のときから完了報告及びしゅん工検査申込書の提出のときまでとする。

(交付の決定)

第5条 管理者は前条の交付申込みがあった場合においては、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、その旨を申込者に鉛給水管取替工事助成金交付決定通知書(様式2号)をもって通知する。

(助成金の交付)

第6条 助成金の交付は、対象工事のしゅん工検査終了後において、第4条の規定による交付申込者からの請求により行う。

2 管理者は、前項の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 管理者は、交付申込者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

4 助成は道路部及び宅地部について、それぞれ1回限りとする。

(交付決定の取消し)

第7条 管理者は、偽りその他の不正な行為により、助成金の交付の決定を受けた者があると判明した場合は、交付の決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(手数料)

第8条 対象工事については、豊中市水道事業給水条例第36条第1項第1号に規定する設計審査手数料及びしゅん工検査手数料を徴収する。ただし、豊中市水道事業給水条例施行規程第33条に定める軽易な工事についてはこの限りでない。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、施行日以後の給水装置工事申込から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の鉛給水管取替工事助成金交付要綱の規定は、施行日以後の交付申込みから適用し、同日前の交付申込みに係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、実施日以後の給水装置工事申込に係る助成金の交付から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、実施日以後の給水装置工事申込に係る助成金の交付から適用し、同日前の給水装置工事申込に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、実施日以後の給水装置工事申込に係る助成金の交付から適用し、同日前の給水装置工事申込に係る助成金の交付については、なお従前の例による。